

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕 様 書 の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	飛行場灯台の取替役務	美基LPS-R00017	
		承認年月日	令和8年 8月 3日
		作成年月日	令和8年 8月 3日
		改正年月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊名	第3輸送航空隊施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊美保基地が管理する**飛行場灯台の取替役務**（以下“本役務”という。）について適用する。

1.2 関連文書

- 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）
- 防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）

2 役務に関する要求

2.1 役務履行場所

航空自衛隊美保基地（別図1及び別図2による。）

2.2 既設機器の構成

既設機器の構成は、表1による。

表1－既設機器の構成

品名	装置名称	型式	数量
飛行場灯台	本体	日本光機 RB-92（RB-90改修品）	1台
	配電盤	日本光機 RB-90用配電盤	1面
	断芯表示灯	日本光機 GM-B型	1灯

2.3 使用機器

取替に使用する機器については、表2による。

表2－使用機器

品名	装置名称	型式等	数量	備考
飛行場灯台	本体	日本光機 RB-D型 配電盤（本体内蔵）	1台	又は同等品以上のもの（他社の製品を含む）
		断芯表示灯（本体付属品）	1灯	

注記 1 上記に記載する製品及び規格については参考として記載したものであり本製品を指定するものではない。

注記 2 同等品以上とは、本仕様書に記載された製品を用いたときと同じかそれ以上に灯台の品質が確保できる同系統の製品をいう。

品名又は件名	飛行場灯台の取替役務
--------	------------

3.3 撤去及び据付

3.3.1 撤去

- 撤去については、監督官の指示に従うものとする。
- 撤去した機器等は官側で処分する。
- 撤去にあたっては、建物等に損傷を与えないものとする。
- 契約の相手方が準備したもので、作業により発生した不要な物は、契約の相手方が確実に処分するものとする。
- 作業終了時の清掃は、確実に実施するものとする。
- 撤去に必要な調整事項については、事前に監督官と調整を図るものとする。
- 撤去した機器等は、指定場所（付図参照）に集積するものとする。

3.3.2 据付

- 据付については、監督官の指示に従うものとする。
- 飛行場灯台本体は、既設のものと光源中心の位置が変わらないように据え付けること。
- 既設配電盤までのケーブル及び配管はそのまま利用し、それ以降の配管及び配線は据付に含むものとする。

4 品質保証

- 監督 直接監督方式にて実施する。
- 検査 直接検査方式及び提出書類の確認をもって実施する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

- 請負者は、官側が示す役務関係書類を作成し、監督官の承認を受けるものとする。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除く。
- 提出書類は、表3による。

表3－提出書類

番号	提出書類	数量	提出時期
1	入門申請書	1部	施工開始2週間前迄
2	工程表	1部	契約後速やかに
3	現場代理人等指名	1部	施工開始前迄
4	略歴書	1部	施工開始前迄
5	有資格者照明	1部	施工開始前迄
6	役務完了通知	1部	施工完了後速やかに
7	役務写真	1部	施工完了後速やかに

5.2 安全管理

- 作業の実施に当たっては、器材等の搬送及び作業経路に関する事項について、監督官と事前に十分な打ち合わせを行うものとする。
- 作業現場においては、常に諸材料等の整理整頓を行い、事故防止に十分注意をするものとし、必要に応じて標識、表示等により、安全対策を講じるものとする。

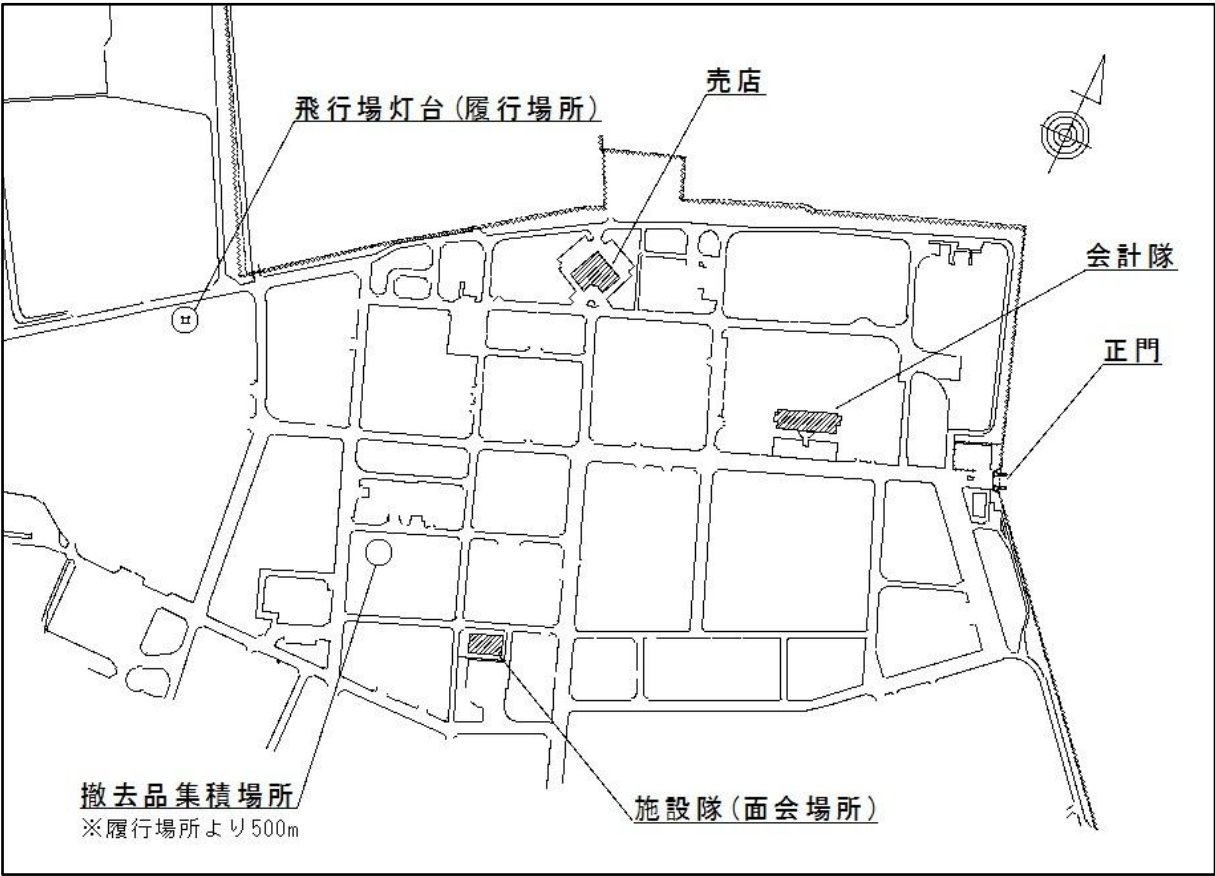
品名又は件名	飛行場灯台の取替役務
--------	------------

5.3 その他の事項

- a) 本役務は、防衛省整備計画局“防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）”によるほか、図面及び仕様書により、監督官と調整の上、実施するものとする。
- b) 契約の相手方は、指定された場所以外に許可なく立ち入ってはならない。
- c) 作業場所においては整理整頓を行い、火災、盗難、その他の事故防止に十分注意するものとする。
- d) 本作業に使用する取付材料等の資材は、全て契約の相手方の負担とし、規格、寸法に適した新品とする。また、資材等に当たっては強度や耐久性、機能の確保に留意しつつ、環境負荷低減を考慮するものとする。
- e) 図面及び仕様書に明記なき事項といえども、技術上及び取り合わせ上当然実施すべき事項は、監督官等と協議の上、契約の相手方の負担において実施するものとする。
- f) 契約の相手方の過失により、既設建物等に損傷を与えた場合は、契約の相手方の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- g) 契約の相手方は、関係者以外に図面等を貸出し、複製及び閲覧させてはならない。また作業終了後は、図面を返却するものとする。
- h) 監督官が指示する場所にカメラ、携帯電話、パーソナルコンピューターその他録音録画又はデータ伝送ができる機器を持ち込んではない。
- i) 役務写真は、各工程ごと及び監督官の指示する現場を撮影し、カラーで製本し1部提出するものとする。

品名又は件名	飛行場灯台の取替役務
--------	------------

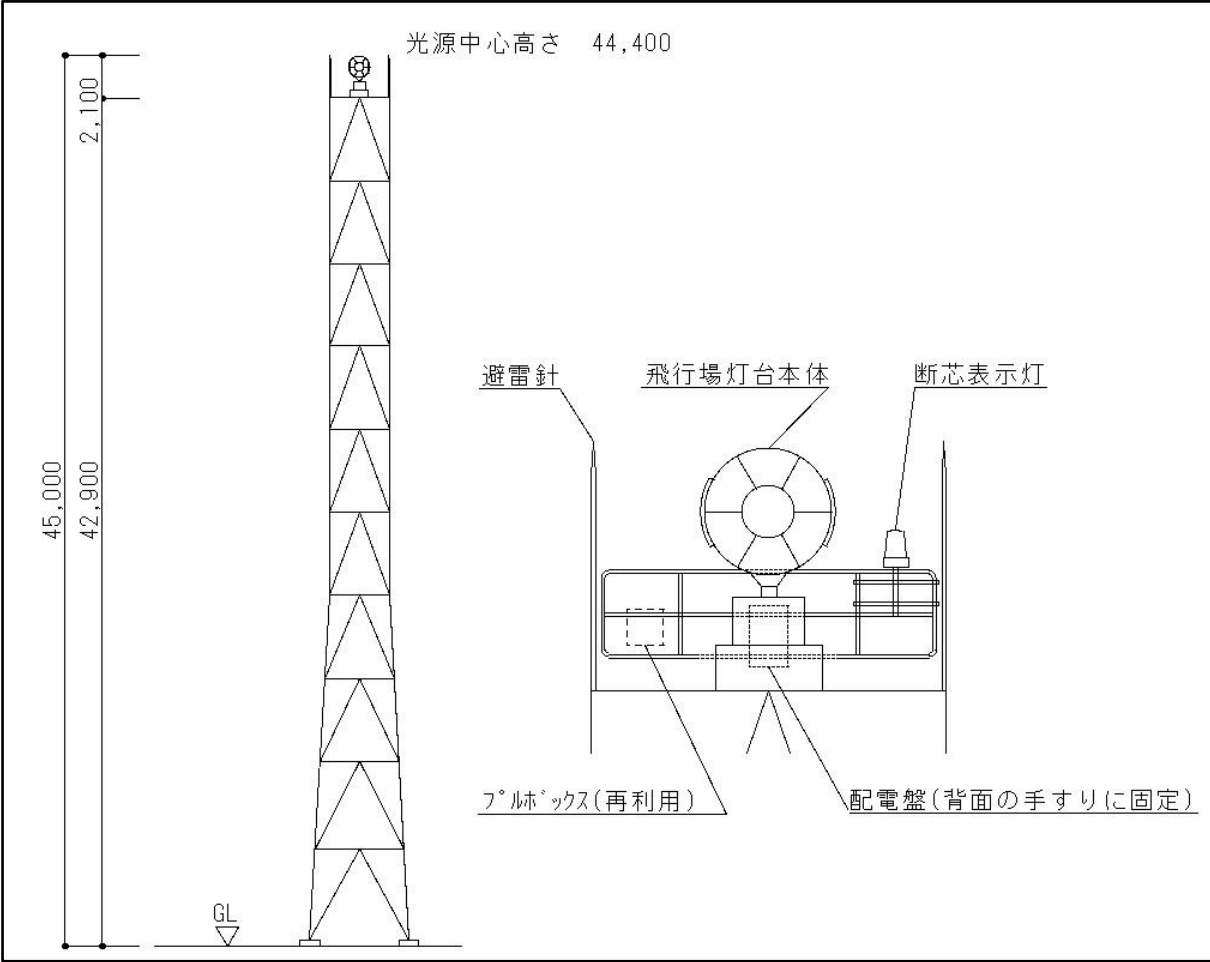
別図1



美保基地配置図

品名又は件名	飛行場灯台の取替役務
--------	------------

別図2



飛行場灯台配置図